

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月1日
【四半期会計期間】	第108期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役CEO 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務・経理本部 経理部長 鈴木 雅人
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務・経理本部 経理部長 鈴木 雅人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第107期 第1四半期 連結累計期間	第108期 第1四半期 連結累計期間	第107期
会計期間	自 2018年 4月 1日 至 2018年 6月30日	自 2019年 4月 1日 至 2019年 6月30日	自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日
売上収益 (百万円)	153,304	154,001	642,834
営業利益 (百万円)	20,580	25,828	86,154
四半期(当期)利益 (百万円)	15,692	22,095	66,484
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益 (百万円)	12,308	21,669	63,386
四半期(当期)包括利益 (百万円)	27,243	3,071	79,489
親会社の所有者に帰属する持分合計 (百万円)	595,154	607,843	628,120
総資産額 (百万円)	1,066,616	1,026,208	1,071,520
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (円)	42.99	75.64	221.34
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益 (円)	42.94	75.60	221.12
親会社所有者帰属持分比率 (%)	55.8	59.2	58.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	12,342	4,073	103,714
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,624	20,139	7,918
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,400	34,214	79,180
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	279,735	225,494	291,924

(注1) 国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して要約四半期連結財務諸表および連結財務諸表を作成していません。

(注2) 要約四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

(注3) 売上収益には消費税等を含めていません。

(注4) 百万円未満を四捨五入して記載しています。

(注5) 第107期の現金及び現金同等物の期末残高は、連結財政状態計算書の現金及び現金同等物と売買目的で保有する資産に分類した現金及び現金同等物の合計です。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は次のとおりです。

[医薬品事業]

2019年4月、当社は、2018年3月に締結した日医工株式会社(富山県)との株式譲渡契約に基づき、当社が保有するエルメッド エーザイ株式会社の全株式(発行済株式総数の66.6%)を譲渡しました。

なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しています。詳細は、「第4 経理の状況、1 要約四半期連結財務諸表、要約四半期連結財務諸表注記、5. セグメント情報」に記載しています。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

[売上収益、利益の状況]

当第1四半期連結累計期間(2019年4月1日～2019年6月30日)の連結業績は、次のとおりとなりました。

売上収益	1,540億 1百万円	(前年同期比)	0.5%増)
営業利益	258億 28百万円	(同)	25.5%増)
税引前四半期利益	269億 64百万円	(同)	26.8%増)
四半期利益	220億 95百万円	(同)	40.8%増)
親会社の所有者に帰属する 四半期利益	216億 69百万円	(同)	76.1%増)
四半期包括利益	30億 71百万円	(同)	88.7%減)
基本的1株当たり四半期利益	75円 64銭	(同)	76.0%増)

売上収益は、抗がん剤「レンビマ」が引き続き大幅に伸長したことなどにより、2019年4月のジェネリック医薬品事業子会社の譲渡や前年同期に計上した製品の販売権譲渡などによる一時的なライセンス収入の反動による減収要因を吸収し、増収を確保しました。

セグメント別売上収益は、上記の減収要因により日本およびEMEA医薬品事業では減収となったものの、「レンビマ」を中心とした成長により、アメリカスおよび中国医薬品事業がそれぞれ大幅な増収を果たしました。

グローバルブランド4品合計の売上収益は、前年同期から57.3%増の434億34百万円となりました。4品目の内訳は、「レンビマ」が倍増以上となる247億59百万円(前年同期比108.8%増)、抗がん剤「ハラヴェン」が109億13百万円(同6.7%増)、抗てんかん剤「フィコンパ」(英名「Fycompa」)が59億51百万円(同31.1%増)、肥満症治療剤「Belviq」が18億11百万円(同83.2%増)となりました。

研究開発費については、次世代アルツハイマー病疾患修飾剤として開発中の サイト切断酵素阻害剤「E2609」(一般名:エレンベセスタット)および抗アミロイド プロトフィブリル抗体「BAN2401」、ならびに「レンビマ」とMerck & Co., Inc., Kenilworth, N.J., U.S.A.(以下、米メルク社)の抗PD-1抗体ペムプロリズマブとの併用療法を中心に積極的な資源投入を行った一方、パートナーシップモデルを活用して費用を抑えました。

販売費及び一般管理費は、主に「レンビマ」の売上拡大に伴い増加した米メルク社へ支払う折半利益により増加しました。

ジェネリック医薬品事業子会社の譲渡益43億74百万円は、その他の収益に計上しています。

以上の結果、営業利益は前年同期比25.5%増の大幅な増益となりました。

[セグメントの状況]

(各セグメントの売上収益は外部顧客に対するものです)

当社グループは、セグメントを医薬品事業とその他事業に区分しており、医薬品事業を構成する日本、アメリカス(北米)、中国、EMEA(欧州、中東、アフリカ、オセアニア)、アジア・ラテンアメリカ(韓国、台湾、香港、インド、アセアン、中南米等)、一般用医薬品等(日本)の6つの事業セグメントを報告セグメントとしています。当連結会計年度において、より機動的な戦略遂行のため日本医薬品事業から一般用医薬品等事業を分離し、新たな報告セグメントとしています。なお、本資料のセグメント情報に関する対前年同期の数値は新たな報告セグメントに基づいて記載しています。

< 日本医薬品事業 >

売上収益は653億66百万円（前年同期比19.5%減）、セグメント利益は276億90百万円（同23.3%減）となりました。ジェネリック医薬品事業子会社の譲渡や前年同期に製品の販売権返還に伴うライセンス収入を計上した影響により減収となりました。

品目別売上収益については、ニューロロジー領域で、ファイザー社と共同販促を展開している疼痛治療剤「リリカ」の共同販促収入が71億33百万円（前年同期比0.6%増）、不眠症治療剤「ルネスタ」が32億52百万円（同13.8%増）、「フィコンパ」は9億56百万円（同36.8%増）と成長しました。アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」は41億38百万円（同22.5%減）でした。オンコロロジー領域では、「レンビマ」が34億12百万円（同78.8%増）と大幅な拡大を果たしており、「ハラヴェン」は25億53百万円（同1.9%増）でした。さらに、ヒト型抗ヒトTNFモノクローナル抗体「ヒュミラ」も129億74百万円（同6.5%増）と成長しました。

< アメリカス医薬品事業 >

売上収益は296億26百万円（前年同期比36.4%増）、セグメント利益は154億31百万円（同99.8%増）となりました。

品目別売上収益については、ニューロロジー領域で、抗てんかん剤「Banzel」が68億7百万円（前年同期比68.4%増）、「Fycompa」が29億84百万円（同40.4%増）と大幅に拡大し、「Belviiq」も10億88百万円（同10.1%増）と伸長しました。オンコロロジー領域では、「レンビマ」が138億36百万円（同99.1%増）と大幅な拡大を果たしました。「ハラヴェン」は36億54百万円（同9.3%減）となりました。

< 中国医薬品事業 >

売上収益は220億99百万円（前年同期比40.3%増）、セグメント利益は104億23百万円（同83.9%増）となりました。

品目別売上収益については、2018年11月に新発売した「レンビマ」（肝細胞がんに係る適応）が35億8百万円と順調に拡大しました。末梢性神経障害治療剤「メチコパール」は63億96百万円（前年同期比16.4%増）、「アリセプト」は27億86百万円（同23.6%増）と引き続き高い成長を示しました。肝臓疾患用剤・アレルギー用薬「強力ネオミノファーゲンシー/グリチロン錠」は24億1百万円（同7.3%減）となりました。

< EMEA医薬品事業 >

売上収益は136億73百万円（前年同期比2.1%減）、セグメント利益は67億1百万円（同4.8%減）となりました。前年同期に製品の販売権譲渡に伴うライセンス収入を計上した影響により減収となりました。

品目別売上収益については、ニューロロジー領域で、「Fycompa」が17億43百万円（前年同期比15.3%増）、抗てんかん剤「Zebinix」が15億69百万円（同13.4%増）、抗てんかん剤「ゾネグラン」が10億35百万円（同0.6%増）とそれぞれ成長しました。オンコロロジー領域では、「ハラヴェン」が39億17百万円（同28.7%増）、「レンビマ/Kisplyx」は29億84百万円（同59.0%増）とそれぞれ大幅に拡大しました。

< アジア・ラテンアメリカ医薬品事業 >

売上収益は125億88百万円（前年同期比0.7%増）、セグメント利益は46億36百万円（同2.7%増）となりました。

品目別売上収益については、「ヒュミラ」が30億80百万円（前年同期比5.4%減）、「アリセプト」が28億70百万円（同7.2%減）、プロトンポンプ阻害剤「パリエット」が12億40百万円（同29.9%増）となりました。

< 一般用医薬品等事業 >

売上収益は64億70百万円（前年同期比5.8%増）、セグメント利益は18億74百万円（同14.6%増）となりました。

チョコラBBグループの売上収益は、42億56百万円（前年同期比7.0%増）となりました。

財政状態の状況

資産合計は、1兆262億8百万円（前期末より453億12百万円減）となりました。IFRS第16号「リース」の適用により有形固定資産が増加した一方で、短期借入金の返済や営業債務及びその他の債務の支払いなどにより現金及び現金同等物が減少したほか、ジェネリック医薬品事業子会社の譲渡により売却目的で保有する資産が減少しました。

負債合計は、3,940億84百万円（前期末より254億54百万円減）となりました。IFRS第16号「リース」の適用によりその他の金融負債が増加した一方で、営業債務及びその他の債務が減少したほか、ジェネリック医薬品事業子会社の譲渡により売却目的で保有する資産に直接関連する負債が減少しました。

資本合計は、6,321億24百万円（前期末より198億58百万円減）となりました。円高により為替換算差額が減少しました。

以上の結果、親会社所有者帰属持分比率は59.2%（前期末より0.6ポイント増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、40億73百万円の支出（前年同期は123億42百万円の収入）となりました。税引前四半期利益が増加した一方で、製品売上の増加に伴う売掛金の増加や預り金（米メルク社からの研究開発償還金）の取崩しにより運転資本が増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、201億39百万円の支出（前年同期より185億14百万円の支出増）となりました。資本的支出等は無形資産の取得などにより204億50百万円（前年同期より188億19百万円の支出増）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、342億14百万円の支出（前年同期より288億14百万円の支出増）となりました。配当金の支払い229億22百万円のほか、短期借入金の返済額が90億円となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の残高は2,254億94百万円（前期末より664億30百万円減）、営業活動によるキャッシュ・フローから資本的支出等を差し引いたフリー・キャッシュ・フローは245億24百万円のマイナスとなりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの経営方針・経営戦略等について、前事業年度の有価証券報告書提出日からの重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、前事業年度の有価証券報告書提出日からの重要な変更はありません。

なお、当社は、会社法施行規則第118条第3号「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に規定される内容を、以下の「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」（以下、本対応方針）に記載しています。

2019年6月20日に開催した取締役会において、社外取締役独立委員会より本対応方針を継続する旨の提案がなされ、審議の結果、提案通りに決議しました。本対応方針の有効期間は2019年7月1日から2020年6月30日です。

[当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針]

1. 導入と継続の経緯

当社は、ヒューマン・ヘルスケア（hhc）企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならないと、また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社（現指名委員会等設置会社）に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に關与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が当社企業価値・株主共同の利益の確保の観点から不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくないと考えられます。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることとなります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社企業価値・株主共同の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することが必要不可欠であると判断し、社外取締役7名のみで構成する社外取締役独立委員会の提案に基づき、2006年2月開催の取締役会において、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者（以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様が事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もっとも、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されることがないように特に客観性・合理性が要求されることです。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家等であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様の利益を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」（その決議要件・決議事項等については（別紙1）「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。）に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4．に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4．に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要かどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

本対応方針導入以来、社外取締役独立委員会は、毎年、本対応方針の維持、見直し、廃止を検討しております。その結果として、取締役会は、本対応方針の継続を決定しております。

2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案（以下併せて「買付等」といいます。）がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- 1) 当社が発行者である株券等⁽¹⁾について、保有者⁽²⁾の株券等保有割合⁽³⁾が20%以上となる買付その他取得
- 2) 当社が発行する株券等⁽⁴⁾について、公開買付け⁽⁵⁾に係る株券等⁽⁶⁾の株券等所有割合⁽⁷⁾及びその特別関係者⁽⁸⁾の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
 - (1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - (3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。
 - (6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

3. 本新株予約権の発行のプロセス

1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2．に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、別紙2に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面（以下併せて「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書（本必要情報を含みます）の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3．3)(1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

2) 社外取締役独立委員会による当該買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・株主の皆様への代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の代表執行役CEOに対しても、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を30日以内に提出することを求めます。

社外取締役独立委員会は、買付者等及び代表執行役CEOからの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間（但し、下記3.3)(3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間について90日を限度として延長することができるものとします。）（以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容の精査・検討、当社代表執行役CEOが提出した代替案の精査・検討、買付者等と当社代表執行役CEOの事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様当社代表執行役CEOが提出した代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの裁量により、当社の費用で、会社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記2.に規定する買付等を実行することはできないものとします。

3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

(1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3.1)及び2)に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3.3)(2)又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとします。

(2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4.1)から9)のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等を行うことはありません。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとします。

(3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等に必要範囲内で、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要な場合には買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や当社の株主の皆様へ代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3.3)(2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等を行うことはありません。

5) 情報開示

当社は、本対応方針の運用に際しては、法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、以下に掲げる本対応方針の各手続きの進捗状況並びに当社社外取締役独立委員会及び当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

- (1) 上記2. の1)又は2)に該当する買付がなされた事実
- (2) 買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (3) 社外取締役独立委員会が検討を開始した事実及び検討期間の延長が行なわれた事実（その期間と理由を含む）
- (4) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (5) 取締役会が、本新株予約権の発行の決議を行った事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項
- (6) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (7) 上記(4)又は(6)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、社外取締役独立委員会が本新株予約権の発行の中止又は本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を下した場合に社外取締役独立委員会が必要と認める事項
- (8) 上記(5)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、取締役会が別個の判断を下した場合に取締役会が必要と認める事項

4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下記に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
 - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- 3) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要（別紙2本必要情報1. の例示を含みます。）、買付等の価格の算定根拠（別紙2本必要情報3. の例示を含みます。）及び買付等の資金の裏付け（別紙2本必要情報4. の例示を含みます。）、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等（別紙2本必要情報5. の例示を含みます。）の買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件（別紙2本必要情報2. 及び6. の例示を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2019年7月1日から2020年6月30日までの1年間とします。

社外取締役独立委員会は、毎年3月及び定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からしまして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができると考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の対応策を導入する場合があります。

6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行っております。

1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議（以下「本発行決議」といいます。）において、当社取締役会が割当期日と定める日（以下「割当期日」といいます。）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。）を上限とします。

4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1ヶ月最長2ヶ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

7) 本新株予約権の行使条件

(1) 割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者（下記(ア)ないし(イ)の各号に記載される者を除き、(i)当社が発行者である株券等(9)の保有者(10)で、当該株券等に係る株券等保有割合(11)が20%以上となる者もしくは20%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け(12)によって当社が発行者である株券等(13)の買付け等(14)を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(15)に係る株券等所有割合(16)及びその者の特別関係者(17)の株券等所有割合と合計して20%以上となる者）、その共同保有者(18)（上記(i)に定めるとき）、その特別関係者（上記(ii)に定めるとき）、上記 ないし 記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、実質的に、上記の ないし 記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、上記 ないし を総称して「特定大量保有者等」といいます。）は、本新株予約権を行使することができません。

(ア) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されま

す。）
(イ) 当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。）以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)及び(ii)に該当しなくなった者

- (ウ) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)
- (エ) その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。)

(2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。

8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6.7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

(9) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(10) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(11) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。

(12) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

(13) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(14) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。

(15) これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。

(16) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

(17) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(18) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義されるものをいい、同条第6項に基づき共同保有者と見なされる者を含みます。

7. 株主の皆様への影響

1) 本対応方針の導入時に株主の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様にご与える影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前(割当期日を含む)において取り消し不能となります。割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様には損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなくなります。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することとなります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

なお、社外取締役独立委員会は、新株予約権の発行を決定した後でも、上記3.3)(1)に記載のとおり、買付者等からの提案を判断する前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができます。本新株予約権の発行の中止を判断した場合には、当社1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

3) 発行に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 株主名簿への記録又は記載

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の本新株予約権の引受権が付与されます。

(2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

(3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることとなります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

8. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）に沿うものです。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方について」も踏まえております。

以 上

(別紙1)

社外取締役独立委員会の概要

1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

2. 決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び代表執行役CEOが社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対して代表執行役CEOが提出する代替案の検討及び当社株主への当該代替案の提示
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の対応策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、会社経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

(別紙2)

本必要情報

1. 買付者等及びそのグループ(その共同保有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。))の名称、主要な事業、住所等。)、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでにを行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。))、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に金融商品取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文書の変更、通例的でない取引を含みます。)
6. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費総額は、294億29百万円(前年同期比13.8%減)、売上収益比率は19.1%(前年同期より3.2ポイント減)です。

なお、当社グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分していません。

[開発品の状況]

抗がん剤「レンピマ」(一般名：レンパチニブ、欧州における腎細胞がんに係る製品名：「Kisplyx」)

- ・甲状腺がんに係る適応において、日本、米国、欧州、アジア等の55カ国以上で承認を取得しています。中国において、甲状腺がんを対象としたフェーズ 試験が進行中です。
- ・腎細胞がん(セカンドライン)を対象とした、エベロリムスとの併用療法に係る適応において、米国、欧州等の50カ国以上で承認を取得しています。
- ・肝細胞がん(ファーストライン)に係る適応において、日本、米国、欧州、中国、アジア等の50国以上で承認を取得しています。
- ・腎細胞がん(ファーストライン)を対象とした、エベロリムスあるいは米メルク社の抗PD-1抗体ペムプロリズマブとの2つの併用療法に関するフェーズ 試験が日本、米国、欧州において進行中です。
- ・ペムプロリズマブとの併用療法について、進行性または転移性腎細胞がんの適応に対して、米国においてブレイクスルーセラピーの指定を受けています。
- ・子宮内膜がん(セカンドライン)を対象とした、ペムプロリズマブとの併用療法に関するフェーズ 試験が日本、米国、欧州等において進行中です。
- ・ペムプロリズマブとの併用療法について、マイクロサテライト不安定性が低頻度または陰性、あるいはDNAミスマッチ修復機能を有し、少なくとも1回の全身治療歴がある進行性または転移性の子宮内膜がんに係る適応に対して、米国においてブレイクスルーセラピーの指定を受けています。
- ・肝細胞がん(ファーストライン)を対象とした、ペムプロリズマブとの併用療法に関するフェーズ 試験が日本、米国、欧州、中国において進行中です。
- ・2019年7月、ペムプロリズマブとの併用療法について、局所治療に適さない切除不能な進行性肝細胞がんの一次治療として、米国においてブレイクスルーセラピーの指定を受けました。
- ・ペムプロリズマブとの併用療法について、メラノーマ(ファーストライン)、非扁平上皮非小細胞肺癌(ファーストライン)、PD-L1陽性の非小細胞肺癌(ファーストライン)を対象としたフェーズ 試験を米国、欧州等で、メラノーマ(セカンドライン)を対象としたフェーズ 試験、複数のがん腫を対象としたバスケット試験(フェーズ 試験)を米国、欧州において進行中です。また、2019年4月に子宮内膜がん(ファーストライン)、同年5月に膀胱がん(ファーストライン)、および同年6月に非小細胞肺癌(セカンドライン)を対象としたフェーズ 試験を日本、米国、欧州等で開始しました。
- ・胆道がんを対象としたフェーズ 試験が日本において進行中です。
- ・RET転座を有する非小細胞肺癌を対象としたフェーズ 試験が日本、米国、欧州、アジアにおいて進行中です。

抗がん剤「ハラヴェン」(一般名：エリ布林)

- ・乳がんに係る適応において、日本、米国、欧州、アジア等の70カ国以上で承認を取得しています。2019年7月、中国における乳がんに係る適応について、承認を取得しました。
- ・脂肪肉腫(日本では悪性軟部腫瘍)に係る適応において、日本、米国、欧州、アジア等の60カ国以上で承認を取得しています。
- ・トリプルネガティブ乳がんを対象としたペムプロリズマブとの併用療法に関するフェーズ / 試験が米国において進行中です。
- ・HER2陰性乳がんを対象とした、Halozyme Therapeutics Inc.(米国)が開発中のPEG化遺伝子組換えヒト型ヒアルロン酸分解酵素PEGPH20との併用療法に関するフェーズ / 試験が米国において進行中です。
- ・2019年6月、「ハラヴェン」のリポソーム製剤について、小野薬品工業株式会社(大阪府)の抗PD-1抗体ニボルマブとの併用療法に関するフェーズ / 試験を日本において開始しました。

抗てんかん剤「フィコンパ」(一般名：ペランパネル、英名「Fycompa」)

- ・12歳以上の部分てんかん併用療法に係る適応において、日本、米国、欧州、アジア等の60カ国以上で承認を取得しています。米国においては、4歳以上の部分てんかんに対する単剤および併用療法の承認を取得しています。
- ・12歳以上の全般てんかんの強直間代発作に対する併用療法に係る適応において、日本、米国、欧州、アジア等の55カ国以上で承認を取得しています。

- ・中国においては、部分てんかんの併用療法に係る適応で申請中であり、優先審査の指定を受けています。
 - ・日本において、部分てんかんの単剤療法および小児適応ならびに細粒剤について追加申請中です。小児適応については欧州においても追加申請中です。
 - ・レノックス・ガストー症候群を対象としたフェーズ 試験が日本、米国、欧州において進行中です。
- オレキシソ受容体拮抗剤「E2006」（一般名：レンボレキサント）
- ・不眠障害に係る適応で日本および米国において新薬承認申請中です。
 - ・アルツハイマー病 / 認知症に伴う不規則睡眠覚醒リズム障害を対象としたフェーズ 試験が、日本と米国において進行中です。
- アルツハイマー病疾患修飾剤： サイト切断酵素阻害剤「E2609」（一般名：エレンベセスタット）、抗アミロイド プロトフィブリル抗体「BAN2401」
- ・「E2609」は、アルツハイマー病による軽度認知障害および軽度アルツハイマー病(総称して早期アルツハイマー病)を対象とした2本のフェーズ 試験 (MISSION AD1/2) が日本、米国、欧州、中国において進行中です。
 - ・「BAN2401」は、早期アルツハイマー病を対象とした1本のフェーズ 試験 (Clarity AD) を2019年3月に開始し、進行中です。

2019年7月、韓国において、パーキンソン病に係る適応でサフィナミド(一般名)の新薬承認申請を行いました。

2019年4月、日本でフェーズ 試験が進行中である線維芽細胞増殖因子受容体 (FGFR1、FGFR2、FGFR3) 選択的チロシンキナーゼ阻害剤「E7090」について、FGFR2融合遺伝子を有する切除不能な胆道がんに対する治療を対象に、厚生労働省の「先駆け審査指定制度」の対象に指定されました。

(5) 従業員の状況

当第1四半期連結累計期間において、当社および連結子会社の従業員数に著しい変動はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間における生産および商品仕入の実績について、著しい変動があったものは、次のとおりです。

生産実績

アメリカス、中国およびEMEA医薬品事業の生産実績が著しく増加しました。これは主に、抗がん剤「レンビマ」の販売増加に伴うものです。

商品仕入実績

日本医薬品事業の仕入実績が著しく減少しました。これは主に、ジェネリック医薬品事業子会社の譲渡によるものです。

なお、販売実績については、「第2 事業の状況 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 財政状態及び経営成績の状況 経営成績の状況」に記載しています。

(7) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備に著しい変動はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間に新たに確定した重要な設備の投資計画は、以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	摘要
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
当社	筑波研究所 (茨城県 つくば市)	医薬品事業	研究施設・ 設備	8,500	-	自己資金	未定	2022年 第3四半期頃	研究施設・設備 の改修

3【経営上の重要な契約等】

(1) 当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

(2) 当第1四半期連結会計期間において、終結した重要な契約は、次のとおりです。

2019年4月、オレキシン受容体拮抗剤「E2006」(一般名：レンボレキサント)について、Eisai Inc.(米国)が、Purdue Pharma L.P.(米国)が有する共同開発・共同販促権を獲得し、同社とのグローバルな共同開発・共同販促契約を終結しました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年8月1日)	上場金融商品取引所名 または登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	296,566,949	296,566,949	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日	-	296,566	-	44,986	-	55,223

(注1) 株式数は千株未満を切捨てて表示しています。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,986,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 286,269,700	2,862,697	-
単元未満株式	普通株式 310,649	-	-
発行済株式総数	296,566,949	-	-
総株主の議決権	-	2,862,697	-

- (注1) 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ100株(議決権の数1個)および50株含まれています。
- (注2) 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、信託として保有する当社株式がそれぞれ102,200株(議決権の数1,022個)および86株が含まれています。
- (注3) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式93株が含まれています。

【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	9,986,600	-	9,986,600	3.37
計	-	9,986,600	-	9,986,600	3.37

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たしているため、要約四半期連結財務諸表を同第93条の規定により、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けています。

1【要約四半期連結財務諸表】

(1)【要約四半期連結損益計算書】

(単位:百万円)

		当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
売上収益	注記6	154,001	153,304
売上原価		42,890	48,047
売上総利益		111,111	105,256
販売費及び一般管理費	注記7	59,962	50,580
研究開発費	注記8	29,429	34,130
その他の収益	注記9	4,777	94
その他の費用		671	59
営業利益		25,828	20,580
金融収益		1,440	1,239
金融費用		304	550
税引前四半期利益		26,964	21,270
法人所得税		4,869	5,578
四半期利益		22,095	15,692
四半期利益の帰属			
親会社所有者		21,669	12,308
非支配持分		425	3,385
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	注記10	75.64	42.99
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	注記10	75.60	42.94

(2) 【要約四半期連結包括利益計算書】

(単位:百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月 1日 至 2018年6月30日)
四半期利益	22,095	15,692
その他の包括利益		
損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	2,498	2,306
小計	2,498	2,306
損益にその後に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	16,537	9,201
キャッシュ・フロー・ヘッジ	11	43
小計	16,526	9,244
その他の包括利益合計	19,024	11,550
四半期包括利益	3,071	27,243
四半期包括利益の帰属		
親会社所有者	2,646	23,853
非支配持分	425	3,390

(3) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位:百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2019年6月30日)	前連結会計年度末 (2019年3月31日)
資産		
非流動資産		
有形固定資産	138,030	105,172
のれん	167,148	172,157
無形資産	113,777	98,144
その他の金融資産	注記11 50,068	53,005
その他	12,510	12,741
繰延税金資産	56,763	68,623
非流動資産合計	538,296	509,842
流動資産		
棚卸資産	63,948	67,890
営業債権及びその他の債権	168,572	156,641
その他の金融資産	注記11 6,858	7,543
その他	19,873	16,797
現金及び現金同等物	225,494	286,434
小計	484,744	535,304
売却目的で保有する資産	注記12 3,167	26,373
流動資産合計	487,911	561,677
資産合計	1,026,208	1,071,520

(単位:百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2019年6月30日)	前連結会計年度末 (2019年3月31日)
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	44,986	44,986
資本剰余金	77,572	77,590
自己株式	34,669	34,671
利益剰余金	434,755	438,489
その他の資本の構成要素	85,200	101,726
親会社の所有者に帰属する持分合計	607,843	628,120
非支配持分	24,280	23,862
資本合計	632,124	651,981
負債		
非流動負債		
借入金	89,913	89,905
その他の金融負債	注記11 34,678	4,492
引当金	1,365	1,337
その他	12,532	27,788
繰延税金負債	159	282
非流動負債合計	138,647	123,803
流動負債		
借入金	39,997	48,993
営業債務及びその他の債務	58,324	77,526
その他の金融負債	注記11 43,558	41,643
未払法人所得税	8,657	8,167
引当金	17,312	17,899
その他	87,588	91,099
小計	255,437	285,328
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	注記12 -	10,407
流動負債合計	255,437	295,735
負債合計	394,084	419,538
資本及び負債合計	1,026,208	1,071,520

(4)【要約四半期連結持分変動計算書】

当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					その他の資本 の構成要素 その他の包括 利益を通じて 公正価値で測定 する金融資産
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金		
期首残高 (2019年4月1日)	44,986	77,590	34,671	438,489	-	
四半期利益	-	-	-	21,669	-	
その他の包括利益合計	-	-	-	-	2,498	
四半期包括利益	-	-	-	21,669	2,498	
剰余金の配当	注記13	-	-	22,922	-	
株式報酬取引	-	21	-	-	-	
自己株式の取得	-	-	38	-	-	
自己株式の処分	-	3	39	-	-	
振替	-	-	-	2,498	2,498	
その他	-	-	-	16	-	
所有者との取引額等合計	-	18	2	25,403	2,498	
期末残高 (2019年6月30日)	44,986	77,572	34,669	434,755	-	

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素			親会社の 所有者に帰属 する持分合計	非支配持分	資本合計
在外営業 活動体の 換算差額	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	その他の資本 の構成要素 合計				
期首残高 (2019年4月1日)	102,144	418	101,726	628,120	23,862	651,981
四半期利益	-	-	-	21,669	425	22,095
その他の包括利益合計	16,537	11	19,024	19,024	0	19,024
四半期包括利益	16,537	11	19,024	2,646	425	3,071
剰余金の配当	注記13	-	-	22,922	7	22,929
株式報酬取引	-	-	-	21	-	21
自己株式の取得	-	-	-	38	-	38
自己株式の処分	-	-	-	42	-	42
振替	-	-	2,498	-	-	-
その他	-	-	-	16	-	16
所有者との取引額等合計	-	-	2,498	22,922	7	22,929
期末残高 (2019年6月30日)	85,607	407	85,200	607,843	24,280	632,124

前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本 の構成要素
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測定 する金融資産
期首残高 (2018年4月1日)	44,986	77,563	35,271	414,966	-
会計方針の変更の影響	-	-	-	424	-
修正再表示後の期首残高	44,986	77,563	35,271	415,390	-
四半期利益	-	-	-	12,308	-
その他の包括利益合計	-	-	-	-	2,306
四半期包括利益	-	-	-	12,308	2,306
剰余金の配当	注記13	-	-	22,907	-
株式報酬取引	-	64	-	-	-
自己株式の取得	-	-	12	-	-
自己株式の処分	-	29	213	-	-
振替	-	-	-	2,306	2,306
その他	-	-	-	35	-
所有者との取引額等合計	-	35	202	20,566	2,306
期末残高 (2018年6月30日)	44,986	77,528	35,069	407,132	-

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素			親会社の 所有者に帰属 する持分合計	非支配持分	資本合計
在外営業 活動体の 換算差額	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	その他の資本 の構成要素 合計				
期首残高 (2018年4月1日)	91,788	450	91,338	593,582	20,516	614,098
会計方針の変更の影響	-	-	-	424	370	794
修正再表示後の期首残高	91,788	450	91,338	594,006	20,886	614,892
四半期利益	-	-	-	12,308	3,385	15,692
その他の包括利益合計	9,196	43	11,545	11,545	5	11,550
四半期包括利益	9,196	43	11,545	23,853	3,390	27,243
剰余金の配当	注記13	-	-	22,907	7	22,914
株式報酬取引	-	-	-	64	-	64
自己株式の取得	-	-	-	12	-	12
自己株式の処分	-	-	-	243	-	243
振替	-	-	2,306	-	-	-
その他	-	-	-	35	-	35
所有者との取引額等合計	-	-	2,306	22,705	7	22,712
期末残高 (2018年6月30日)	100,984	407	100,577	595,154	24,269	619,423

(5)【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月 1日 至 2018年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	26,964	21,270
減価償却費及び償却費	8,269	6,879
減損損失	-	4,019
運転資本の増減額(は増加)	28,108	8,350
利息及び配当金の受取額	1,414	1,124
利息の支払額	118	462
法人所得税の支払額	7,038	8,343
その他	5,456	3,794
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,073	12,342
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,538	2,856
有形固定資産の売却による収入	825	16
無形資産の取得による支出	21,961	2,691
子会社株式売却に係る前受金の受領額	-	3,400
子会社の売却による収入	注記14 5,832	-
金融資産の取得による支出	672	8
金融資産の売却・償還による収入	64	508
3カ月超預金の預入による支出	30	402
3カ月超預金の払戻による収入	501	374
その他	159	35
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,139	1,624
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	9,000	12,586
長期借入れによる収入	-	4,981
リース負債の返済による支出	2,285	253
配当金の支払額	22,922	22,907
その他	7	193
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,214	5,400
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,005	3,892
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	66,430	9,210
現金及び現金同等物の期首残高	291,924	270,525
現金及び現金同等物の期末残高	225,494	279,735

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

当社は日本国にある株式会社であり、東京証券取引所市場第一部(TSE:4523)に上場しています。

当社グループは、当社、連結子会社44社及び関連会社1社で構成され、その事業内容を、医薬品事業とその他事業に区分しています。医薬品事業では、医療用医薬品、一般用医薬品等の研究開発・製造・販売を行っています。

2. 要約四半期連結財務諸表作成の基礎

(1) 準拠の表明

当社は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たしているため、要約四半期連結財務諸表を同第93条の規定により、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。当要約四半期連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求されるすべての情報は含んでいないため、2019年3月31日に終了した連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている金融商品、退職後給付制度に係る資産・負債等を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 表示通貨及び表示単位

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しており、百万円未満を四捨五入しています。

3. 重要な会計方針

当要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下の基準書及び解釈指針を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。IFRS第16号「リース」及びIFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」を除き、当社グループが、当該基準書及び解釈指針を適用したことによる、当要約四半期連結財務諸表への重要な影響はありません。

なお、当社グループは、取得した活動及び資産の組合せが事業に該当するかどうかを評価し、事業に該当しない資産グループの取得に関する会計処理を明確化するために、IFRS第3号「企業結合」を当連結会計年度より早期適用しています。

基準書及び解釈指針	強制適用開始時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用開始時期	概要
IFRS第9号 金融商品(2017年10月改訂)	2019年1月1日	2020年3月期	特定の期限前償還可能な金融資産についての改訂
IFRS第16号 リース	2019年1月1日	2020年3月期	リース契約の識別及び会計処理に関する改訂
IAS第19号 従業員給付	2019年1月1日	2020年3月期	確定給付年金制度の変更が生じた場合における年金費用の算定方法の明確化
IAS第28号 関連会社及び共同支配企業に対する投資	2019年1月1日	2020年3月期	関連会社または共同支配企業に対する長期持分(持分法が適用されないもの)をIFRS第9号で会計処理する旨の明確化
IFRIC第23号 法人所得税の税務処理に関する不確実性	2019年1月1日	2020年3月期	法人所得税の会計処理に不確実性を反映する方法を明確化
IFRS第3号 企業結合	2020年1月1日	2020年3月期 早期適用	「事業」の定義についての改訂

(1) IFRS第16号「リース」

IFRS第16号「リース」に係る会計方針

借手の会計処理

当社グループは、リース取引におけるリース開始日において、使用权資産及びリース負債を認識しています。

原資産をリース期間にわたって使用する権利を表す使用权資産は、取得原価で当初測定しており、取得原価には、リース負債の測定額に、当初直接コストと資産除去及び原状回復費用を加え、受領済みのリース・インセンティブを控除しています。当初認識後の使用权資産は、IAS第16号「有形固定資産」に基づき、原価モデルを適用して測定し、リース開始日から使用权資産の耐用年数の終了時、またはリース期間の終了時のいずれか早い日まで、定額法で減価償却を行っています。また、IAS第36号「資産の減損」を適用し、使用权資産が減損しているかどうかを判定しています。

リース負債は、リース開始日時点で支払われていないリース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しています。リースの計算利率が容易に算定できない場合は、当社グループの追加借入利率を割引率として使用しています。当初認識後のリース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額しています。また、リース契約の変更や更新があった場合には、事後的な見直しを行い、リースの条件変更を反映するようにリース負債を再測定し、同時に、使用权資産の修正を認識しています。

なお、当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額であるリースについては、使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択し、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

貸手の会計処理

当社グループは、一定の有形固定資産の賃貸を行っています。有形固定資産のリースで、所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを借手に移転するリースは、ファイナンス・リースに分類し、原資産の認識の中止を行い、リース料総額の現在価値で正味リース投資未回収額を認識しています。

原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを借手に移転するものでないリースは、オペレーティング・リースに分類しています。オペレーティング・リースについては、原資産の認識を継続し、リース収益をリース期間にわたり、定額で認識しています。

IFRS第16号「リース」の適用方法及び適用に伴う変更点

当社グループでは、経過措置に従ってIFRS第16号「リース」(以下「本基準」という)を遡及適用し、適用開始の累積的影響を適用開始日(2019年4月1日)に認識する方法を選択しました。なお、当社グループは、本基準の適用に際し、契約がリースであるか、またはリースを含んでいるかについて、IAS第17号「リース」及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでいます。

これに伴い、当社グループは、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類したリースについて、本基準の適用開始日にリース負債を認識していますが、リース負債と同額の使用权資産(前払リース料または未払リース料の調整後)を認識しているため、当第1四半期連結会計期間の期首利益剰余金への影響はありません。当要約四半期連結財政状態計算書において、使用权資産は有形固定資産、リース負債はその他の金融負債に含めています。

前連結会計年度末現在でIAS第17号を適用して開示したオペレーティング・リース契約と、適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	金額
2019年3月31日現在で開示したオペレーティング・リース契約	22,155
2019年3月31日現在で開示したオペレーティング・リース契約(追加借入利率で割引後)	20,511
ファイナンス・リース債務(2019年3月31日現在)	5,008
解約可能オペレーティング・リース契約等	18,673
短期リース費用として会計処理	624
2019年4月1日現在のリース負債(注1)	43,568

(注1) 適用開始日現在の連結財政状態計算書で認識されているリース負債に適用している追加借入利率の加重平均は1.5%です。

当第1四半期連結累計期間の要約四半期連結損益計算書において、従来のオペレーティング・リース料は使用権資産の減価償却費及びリース負債にかかる利息費用として認識しています。要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、リース負債の元本部分の支払額を財務活動によるキャッシュ・フローに表示し、リース負債の金利部分の支払いは営業活動によるキャッシュ・フローの利息の支払額に含めて表示しています。

(2) IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」

当社グループでは、経過措置に従ってIFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」（以下「本解釈指針」という）を遡及適用し、適用開始の累積的影響を適用開始日(2019年4月1日)に認識する方法を選択しています。当社グループは、本解釈指針に基づき、法人所得税の税務処理に関する不確実性を評価するための会計単位の見直しを行いました。これにより、適用開始日現在の連結財政状態計算書において、繰延税金資産及びその他の非流動負債が13,570百万円減少しています。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、経営者の見積り及び判断を含んでいます。

見積りの基礎となる仮定は継続的に見直しています。見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しています。

当要約四半期連結財務諸表における重要な会計上の見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した見積り及び判断と同一です。

5. セグメント情報

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、トップマネジメントが定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、セグメントを医薬品事業とその他事業に区分しており、医薬品事業を構成する日本、アメリカス(北米)、中国、EMEA(欧州、中東、アフリカ、オセアニア)、アジア・ラテンアメリカ(韓国、台湾、香港、インド、アセアン、中南米等)、一般用医薬品等(日本)の6つの事業セグメントを報告セグメントとしています。

当連結会計年度において、より機動的な戦略遂行のため、日本医薬品事業から一般用医薬品等事業を分離し、新たな報告セグメントとしています。そのため、前連結会計年度のセグメント情報は、当該報告セグメントの変更を反映していません。

(単位:百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年6月30日)		前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月 1日 至 2018年6月30日)	
	売上収益	セグメント利益	売上収益	セグメント利益
医薬品事業				
日本(注4)	65,366	27,690	81,214	36,109
アメリカス	29,626	15,431	21,715	7,725
中国	22,099	10,423	15,747	5,667
EMEA	13,673	6,701	13,968	7,039
アジア・ラテンアメリカ	12,588	4,636	12,498	4,514
一般用医薬品等	6,470	1,874	6,116	1,635
報告セグメント計	149,823	66,755	151,259	62,688
その他事業(注1)	4,178	1,598	2,045	75
事業計	154,001	68,353	153,304	62,763
研究開発費(注2)	-	29,429	-	34,130
親会社の本社管理費等(注3)	-	17,471	-	8,052
子会社売却益	-	4,374	-	-
要約四半期連結損益計算書の営業利益	-	25,828	-	20,580

(注1) その他事業は、親会社のライセンス収入及び医薬品原料などに係る事業です。

(注2) 当社グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分していません。

(注3) 親会社の本社管理費等は、当社グループ全体の運営に係る費用等であり、パートナーとの戦略的提携に伴う利益及び費用の折半金額を含めています。当第1四半期連結累計期間の親会社の本社管理費等には、当社グループがMerck & Co., Inc., Kenilworth, N.J., U.S.A.(以下、「米メルク社」という。)に支払う抗がん剤「レンピマ」の折半利益10,939百万円(前第1四半期連結累計期間は3,146百万円)を含めています。

(注4) 前第1四半期連結累計期間における日本医薬品事業の売上収益及びセグメント利益には、2019年4月に譲渡したジェネリック医薬品の販売子会社(エルメッド エーザイ株式会社(東京都))の売上収益及びセグメント利益を含めています。当該子会社の譲渡については、「注記15.子会社の譲渡」に記載しています。

6. 売上収益

当社グループは、売上収益を財またはサービスの種類別に分解しています。分解した売上収益と報告セグメントとの関係は、次のとおりです。なお、売上収益のうち、その他の源泉から認識した収益はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

	医薬品販売 による収益	ライセンス供与 による収益	その他の収益	合計
医薬品事業				
日本(注2)	56,887	748	7,731	65,366
アメリカス	29,615	12	-	29,626
中国	22,099	-	-	22,099
EMEA	13,673	-	-	13,673
アジア・ラテンアメリカ	12,422	166	-	12,588
一般用医薬品等(注2)	6,470	-	-	6,470
報告セグメント計	141,167	925	7,731	149,823
その他事業(注1)	723	1,238	2,216	4,178
合計	141,890	2,164	9,947	154,001

(注1) その他事業は、親会社のライセンス収入及び医薬品原料などに係る事業です。

(注2) 当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しました。詳細は、「注記5.セグメント情報」に記載していません。

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

(単位:百万円)

	医薬品販売 による収益	ライセンス供与 による収益	その他の収益	合計
医薬品事業				
日本(注2)(注3)	62,967	11,004	7,243	81,214
アメリカス	21,449	127	139	21,715
中国	15,747	-	-	15,747
EMEA	12,143	1,825	-	13,968
アジア・ラテンアメリカ	12,468	30	-	12,498
一般用医薬品等(注3)	6,116	-	-	6,116
報告セグメント計	130,890	12,986	7,382	151,259
その他事業(注1)	-	303	1,742	2,045
合計	130,890	13,289	9,124	153,304

(注1) その他事業は、親会社のライセンス収入及び医薬品原料などに係る事業です。

(注2) 前第1四半期連結累計期間における日本医薬品事業の売上収益には、2019年4月に譲渡したジェネリック医薬品の販売子会社(エルメッド エーザイ株式会社)の売上収益を含めています。当該子会社の譲渡については、「注記15.子会社の譲渡」に記載しています。

(注3) 当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しました。詳細は、「注記5.セグメント情報」に記載していません。前第1四半期連結累計期間の報告セグメントは、当該変更を反映しています。

7. 販売費及び一般管理費

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが米メルク社に支払う抗がん剤「レンビマ」の折半利益10,939百万円(前第1四半期連結累計期間は3,146百万円)を販売費及び一般管理費に計上しています。

8. 研究開発費

前第1四半期連結累計期間において、当社の連結子会社であるEisai Inc.(米国)が保有するアンドーバー研究所を閉鎖する決定を行いました。当該研究所の閉鎖に伴い、4,629百万円の構造改革費用が発生し、研究開発費に計上しています。構造改革費用の主な内訳は以下のとおりです。

- ・当該研究所の閉鎖に伴う解雇給付669百万円を計上しています。
- ・当該研究所の有形固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失3,879百万円を計上しています。回収可能価額は売却可能見込額を基礎とし、処分費用控除後の公正価値で算定しています。当該公正価値は、主に観察可能な市場価格を使用して算定された公正価値であり、そのヒエラルキーはレベル2です。

9. その他の収益

当第1四半期連結累計期間において、エルメッド エーザイ株式会社の譲渡に伴う子会社売却益4,374百万円を計上しています。当該子会社の譲渡については「注記15.子会社の譲渡」に記載しています。

10. 1株当たり四半期利益

(1) 基本的1株当たり四半期利益

各第1四半期連結累計期間における基本的1株当たり四半期利益の算定の基礎は、次のとおりです。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月 1日 至 2018年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)	21,669	12,308
期中平均普通株式数(千株)(注1)	286,473	286,301
基本的1株当たり四半期利益(円)	75.64	42.99

(注1) 上記1株当たり情報の算出において控除する自己株式には、信託として保有する当社株式を含めています。

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益

各第1四半期連結累計期間における希薄化後1株当たり四半期利益の算定の基礎は、次のとおりです。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月 1日 至 2018年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)	21,669	12,308
四半期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益 (百万円)	21,669	12,308
期中平均普通株式数(千株)(注1)	286,473	286,301
ストック・オプションに係る調整株数(千株)	157	311
希薄化後の期中平均普通株式数(千株)	286,630	286,613
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	75.60	42.94

(注1) 上記1株当たり情報の算出において控除する自己株式には、信託として保有する当社株式を含めています。

11. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

当要約四半期連結財務諸表において使用する主な金融資産・負債の公正価値の算定方法は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において使用した算定方法と同一です。

(2) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当社グループにおける金融資産・負債の公正価値の測定レベル及び公正価値ヒエラルキーのレベル別内訳は、次のとおりです。

レベル1: 活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2: レベル1以外の、観察可能な価格を直接、または間接的に使用して算定された公正価値

レベル3: 観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

当第1四半期連結会計期間末(2019年6月30日)

(単位: 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
< 金融資産 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
差入保証金	-	3,122	-	3,122
その他	-	1,303	-	1,303
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	38,976	-	5,592	44,568
合計	38,976	4,425	5,592	48,993
< 金融負債 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	-	732	-	732
合計	-	732	-	732

前連結会計年度末(2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
< 金融資産 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
差入保証金	-	3,051	-	3,051
その他	-	1,164	-	1,164
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	43,196	-	4,483	47,678
合計	43,196	4,214	4,483	51,893
< 金融負債 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	-	703	-	703
合計	-	703	-	703

12. 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債

当第1四半期連結会計期間末において、当社の連結子会社であるEisai Inc. (米国)が保有するアンドーバー研究所の閉鎖に伴い、有形固定資産3,167百万円(前連結会計年度末は3,261百万円)を売却目的保有に分類しています。

なお、前連結会計年度末に売却目的保有に分類していた処分グループ(エルメッド エーザイ株式会社の資産及び負債)は、当第1四半期連結累計期間において日医工株式会社(富山県)に譲渡しました。
 当処分グループの譲渡については「注記15. 子会社の譲渡」に記載のとおりです。

13. 配当

各第1四半期連結累計期間において当社が支払った普通株式に関する配当金は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月 1日 至 2018年6月30日)
期末配当(1株当たり配当額)	22,922 (80円)	22,907 (80円)

14. キャッシュ・フロー情報

(1) 子会社の売却による収入

「注記15. 子会社の譲渡 (2) 子会社の売却による収入」に記載のとおりです。

15. 子会社の譲渡

2019年4月、当社は、2018年3月に締結した日医工株式会社との株式譲渡契約に基づき、当社が保有するエルメッドエーザイ株式会社の全株式(発行済株式総数の66.6%)を譲渡しました。これにより、当社はエルメッドエーザイ株式会社に対する支配を喪失しています。

当社が日医工株式会社と締結した株式譲渡契約は、同社とのジェネリック医薬品のビジネスモデル変革に向けた戦略提携の進捗を条件とし、エルメッドエーザイ株式会社の株式を段階的に譲渡するものです。この段階的な株式譲渡は、戦略提携の目的を達成することを意図しているため、単一の取引として会計処理するのが適切であると判断しています。

そのため、前連結会計年度におけるエルメッドエーザイ株式会社の株式譲渡取引(発行済株式総数の33.4%)の対価はその他の流動負債(前受金)に計上し、今回の株式譲渡取引(発行済株式総数の66.6%)と単一の取引として会計処理しています。

(1) 受取対価、支配の喪失を伴う資産及び負債

(単位:百万円)

	子会社株式の譲渡日 (2019年4月1日)
受取対価(注1)	17,000
支配の喪失を伴う資産及び負債	
非流動資産	619
営業債権及びその他の債権	11,339
現金及び現金同等物	5,490
その他の流動資産	5,663
非流動負債及び流動負債	10,486
子会社売却益	4,374

(注1) 今回の株式譲渡取引(発行済株式総数の66.6%)に係る受取対価11,322百万円に加え、前連結会計年度におけるエルメッドエーザイ株式会社の株式譲渡取引(発行済株式総数の33.4%)に係る受取対価5,678百万円を含めていません。

(2) 子会社の売却による収入

(単位:百万円)

	子会社株式の譲渡日 (2019年4月1日)
現金による受取対価	11,322
売却した子会社における現金及び現金同等物	5,490
子会社の売却による収入	5,832

16. 財務諸表の承認

当社代表執行役CEOである内藤晴夫及び専務執行役CFOである柳良平は、2019年8月1日付で当要約四半期連結財務諸表を承認しています。

2【その他】

2019年5月13日開催の当社取締役会において、2019年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、第107期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)の期末配当を行う旨を決議しました。配当金の総額及び1株当たりの金額は、「1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 13. 配当」に記載のとおりです。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月1日

エーザイ株式会社

代表執行役CEO 内藤 晴夫 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本 健太郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉崎 肇 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

(注2) XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。